

登録と予防注射の日程・会場は次のページに掲載しています

飼い犬の登録制度

狂犬病予防法によって、生後91日以上の飼い犬は登録が義務付けられています。

登録は生涯1回のみです。

※犬が死亡したとき、犬の所在地や飼い主の住所が変わったときなどは、そのつど市庁舎別館環境衛生課または各総合支所市民福祉課に

受付方法

登録済みの犬

狂犬病予防注射時には、役所から送付した通知書（ハガキ）を必ずお持ちください。

お持ちでないと手続きに時間がかかりますので、ご注意ください。

※犬登録メモは不要です。

狂犬病予防注射

届出をしてください。

飼い犬の新規登録と平成21年度狂犬病予防注射（集合注射）を実施します。飼い主の方は、最寄りの会場で必ず受けてください。

■登録料金 1頭3000円
■注射料金 1頭2850円
(注射済票550円含む)

狂犬病予防法により、生後91日以上の犬には年1回の狂犬病予防注射の接種が義務付けられています。

犬の登録と

狂犬病予防注射を

お忘れなく！



■新規登録の犬

今回はじめて登録する犬は、犬登録メモ（16ページ下段）に必要事項を記入のうえ、受付に提出してください。

■狂犬病予防注射（集合注射）を受ける方へのお願

■注射当日

○会場には駐車場がありませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。

○会場でのフンの処理は飼い主の責任で行ってください。

○会場には、犬を十分に制御できる人がお連れください。

○妊娠・病気などの異常がある場合や、フィラリアの予防をしていない犬。

■注射を受けるとき

○安全のため小さいお子様の同行は避けてください。

○かみぐせのある犬は、口輪等を必ずお着けください。

○首輪・鎖など、确实・安全なものを使用し、逃走しないように注意してください。

○く大人2人以上でお連れください。

■注射後の注意

○注射後2～3日は安静に努め、過激な運動や入浴・交配を避けてください。

○予防注射後、まれにアレルギー反応（顔がはれる、かゆがる）やアナフィラキシー反応（ふるえ・けいれん・失禁）などが認められることがあります。このようなときは、速やかに獣医師の診断を受けてください。

○生後91日以上で、他のワクチン等を接種して1カ月以内の犬。

○過去に注射等によってアレルギー反応らしきものがあった犬。

来場できない方へ

巡回日に来場できない方は、お近くの動物病院で必ず狂犬病予防注射を受けてください。（通知書（ハガキ）を必ずご持参ください）

■西条市内の動物病院

○池内動物病院（神拝甲）

TEL0897-56-9499

○越智獣医科（氷見乙）

TEL0897-57-8271

○下町動物診療所（大町）

TEL0897-55-2104

○高木動物病院（福武甲）

TEL0897-53-3020

○さいき犬猫病院（三津屋南）

TEL0898-76-1215

○竹内動物病院（三津屋）

TEL0898-65-4750

○永井ペットクリニック（小松町南川）

TEL0898-72-5172

問合せ

○市庁舎別館環境衛生課 衛生係
TEL0897-52-1461

○東予総合支所市民福祉課 生活環境係
TEL0898-64-2700 内線155

○丹原総合支所市民福祉課 市民福祉係
TEL0898-68-7300 内線209

○小松総合支所市民福祉課 市民福祉係
TEL0898-72-2111 内線132